

林道の利用に当たって

林道の管理者である市町村や北海道では、林道施設の保全と通行の規制等について必要な事項を定めた「林道維持管理規定」に基づき、森林の経営上適正な維持管理を図っています。

下に「林道維持管理規定」内容の一例を紹介します。林道管理者の指示事項を守って林道を利用しましょう。

<管理義務>

- ・通行の安全を図るため、林道を巡視し、路面の整備に努めます。

<標識等>

- ・林道の起点と終点に区間を示す標識を立てます。
- ・林道の保全と交通の安全を図るため必要に応じて道路標識等を設置します。

<禁止行為>

林道に関し次の行為を禁止します。

- ・林道を傷つけたり汚したりすること。
- ・林道に木材や土砂等を置いて交通の障害となること
- ・上記の規程に違反した者に対しては、速やかに原状に回復させるものとし、受けた損害については賠償させるものとします。

<通行の禁止及び制限>

次のいずれかに該当するときは、区間を定めて通行を禁止又は制限することがあります。

- ・林道が災害等による破損等で通行が危険であると認められる場合
- ・林道工事のため、やむを得ないと認められる場合
- ・その他、林道の保全又は通行の危険防止のため、必要があると認められる場合

林道を利用する皆さんへ

- ・山火事は、貴重な森林を一瞬のうちに焼失する災害です。タバコの投げ捨てやたき火等による火の不始末に注意しましょう。
- ・ゴミや空き缶は必ず持ち帰りましょう。
- ・車の減速による安全運転を心がけましょう。
- ・他車の通行障害にならないようにしましょう。
- ・クマなど出没情報がある場合は入林しないようにしましょう。
- ・山菜取りなどで迷子にならないよう留意しましょう（一人で行動しない、携帯電話の装備など）。
- ・法律に抵触する不法伐採・盗掘、廃棄物等の搬入はしないこと。
- ・豪雨災害などによる林道の決壊や落石の危険がある場合は通行止めになります。
- ・病人、けが人が発生したときは、最寄りの警察や役場等へ連絡しましょう。
- ・目撃情報（クマ、スズメバチ、落石、道路の決壊、不法投棄など）がありましたら、林道管理者に通報をお願いします。
- ・狩猟解禁時期は危険ですので該当区域への入林は控えましょう。

